

仕 様 書

1 業務名

西部下水管理センター機械警備業務

2 業務の概要

本業務は、下記4に掲げる警備対象施設について、火災並びに不法侵入による盗難及び器物損壊の防止、予防、早期発見等を目的として、受託者が保有及び設置する警備機器及び警報機器を用いて、警備業法第2条第5項に規定する機械警備業務を行うものである。

3 履行期間

令和6年10月1日から令和11年9月30日まで（60か月）

4 警備対象施設

(1) 施設名称 西部下水管理センター

(2) 所在地 札幌市西区八軒9条西7丁目1番30号

(3) 建築構造 本館：鉄筋コンクリート造 地上2階、地下2階建

増築部：鉄筋コンクリート造 地上1階建（本館1階と往来可能な渡り廊下有り。）

(4) 警備対象範囲 1階及び2階資料室部分（別添図面のとおり）

(5) 警備対象延床面積 768.2㎡

(6) 竣工年月 昭和55年11月（増築部：平成12年3月）

(7) 職員数 32名

(8) 来庁者数 平均20～30名/日

5 警備機器等の設置

(1) 警備機器等の設置

受託者は、警備対象施設に次の機能を有する警備機器等を設置すること。なお、この警備機器等の所有権は受託者に帰属するものとする。

ア 不法侵入者を感知する機能

イ 不法侵入を感知した際に鼓動する機能（警報機）

ウ 火災報知器が感知した異常を感知する機能

エ 受託者の基地局（本部）に異常等の信号を送信する機能

オ カードキーで機械警備の開始、解除の操作を行う機能

カ 電気錠【株GOAL製 EM-3-51-40M】（委託者所有）と上記オの機能を連携し、機械警備開始時に施錠、解除時に開錠できる機能

なお、電気錠の交換が必要な場合は、委託者と協議のうえ、受託者の負担により行うこと（履行期間終了後の原状復帰は不要とする。）。

(2) 設置場所等

別添図面を参考に、当該警備対象施設を隈なく警備するために必要な機器を適する場所に設置すること。なお、履行開始に伴う機器の設置、履行終了に伴う機器の撤去、機器の更新等については、委託者と協議のうえ、その時期や作業方法を決定すること。

(3) 通信施設等

警備対象施設に設置している機器と受託者の基地局（本部）との通信手段として、委託者が所有する電話回線を使用するものとし、当該回線使用料は委託者の負担とする。また、受託者は当該電話回線の断線時にも対応できる機能を付加すること。なお、委託者が所有する電話回線を使

用しない場合の通信費用等については、受託者の負担とする。

6 警備時間

午後5時15分から翌日午前8時45分までとする。

なお、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日は、午前8時45分から翌日午前8時45分までとする。ただし、当該時間内において、委託者の職員が業務等で警備対象施設を使用している場合、又は、入庁する場合は次のとおりとする。

(1) 警備の開始

警備対象施設の最終退庁者が、制御盤（出入管理機器）により、機械警備開始信号を受託者の基地局（本部）に送信した時点から機械警備を開始するものとする。

(2) 警備の解除

警備対象施設への最初の入庁者が、制御盤（出入管理機器）により、機械警備解除信号を受託者の基地局（本部）に送信した時点で、機械警備を解除するものとする。

(3) その他

受託者は、午後10時を過ぎても警備対象施設において機械警備を開始するための操作がなされないときは、当該施設の状況を確認し、最終退庁者が当該操作を失念していることを確認した場合は、その時点から警備を開始するものとする。

7 警備業務の対処

(1) 受託者は、警備対象施設に設置した警備機器等が正常に作動していることを基地局（本部）において確認できる体制をとること。

(2) 受託者は、警備時間中、受託者の基地局（本部）において、警備対象施設の異常の有無を間断なく監視し、施設の安全を確保すること。

(3) 受託者は、警備時間中、上記(2)により、警備対象施設の異常を感知したときは、遅延なく緊急要員を当該施設に急行させ、施設の内部及び外部周辺を点検し、異常の有無を確認すること。また、火災を感知した場合は、施設への急行と並行して、消防機関へ即時通報すること。

(4) 受託者は、上記(3)の確認を終えた後、必用に応じて次の措置を行うこと。

ア 警備対象施設内の安全を確保するための措置

イ 委託者への報告

ウ 警察、消防機関等への連絡

(5) 上記(3)における緊急要員は、受託者指定の制服を着用し、身分証明、懐中電灯、警笛等、警備に必要な装備をしたものであること。

(6) 受託者は、業務の遂行にあたっては、委託者と連絡を密にし、事件、事故等の異常が発生した場合は、必ず委託者に報告し、その指示を受けること。また、上記(4)の措置を行った場合は、速やかにその報告書を委託者に提出すること。

8 警備機器等の保守管理等

(1) 受託者は上記5の警備機器等について、常時、受託者の基地局（本部）において作動の確認をするとともに、正常な機能を維持するため、毎月1回保守点検を行うこと。また、その結果を報告書に記載し、速やかに委託者へ提出すること。

(2) 受託者は警備機器等の故障等により作動に異常が生じたときは、遅滞なく警備対象施設の安全処置を講ずるとともに、当該機器の修理を速やかに行うこと。

9 提出書類

(1) 業務計画書

受託者は、業務の開始にあたり、次の事項を具体的に記載した業務計画書を提出し、あらかじめ委託者の承認を得ること。

ア 本業務を統括する業務責任者、警備体制等を記載した緊急連絡系統図

イ 警備装置の設置個所、種類及び仕様、配置図面等の警備計画

ウ 基地局又は待機所から警備対象施設までの路程及び移動時間

エ その他委託者が指定した事項

(2) 完了届・警備業務委託月報報告書

受託者は毎月の警備業務が完了したときは、機械警備の実施状況、異常事態発生時における処置内容等について、それぞれ報告書にまとめ、完了届とともに翌月10日までに委託者に提出すること。ただし、3月分及び履行最終月の報告日は末日とする。

(3) 緊急要因派遣報告書

受託者は、異常事態が発生した場合、その状況及び措置内容を具体的に記載した報告書を作成し、当該日の翌営業日までに委託者に提出すること。

(4) 警備機器点検報告書

受託者は、毎月の警備機器の保守点検を行ったときは、その点検結果の報告書を作成し、委託者に提出すること。

10 鍵の保管及び返却

本業務のため、委託者が受託者へ警備対象施設の鍵等を預託したときは、預かり書（任意様式）を提出すること。また、履行期間中は、受託者の責任において厳重に取り扱い、保管することとし、鍵等の複製及び第三者への貸与は禁止する。なお、履行期間終了後は直ちに委託者へ返却すること。

11 費用負担

(1) 受託者は、上記5の警備機器等の設置に要する一切の費用を負担すること。

(2) 受託者は、警備対象施設に設置した警備機器等の配線工事について、履行期間中、本業務遂行に支障が生じた場合は、受託者の負担により補修するものとする。

(3) 受託者が警備対象施設に設置した警備機器等の修理に係る費用は受託者の負担とする。

(4) 委託者は、委託者（職員及び来庁者を含む。）の責に帰すべき事由により、受託者の設置した警備機器等（付属品等を含む。）をき損又は紛失させた場合は、その実費を受託者に支払うものとする。

(5) 履行期間中、委託者の責に帰すべき事由によらず、受託者が警備対象施設に設置した警備機器等の更新又は変更が必要となった場合、その一切の費用は受託者の負担とする。

(6) 警備機器等の設置、修繕、撤去等に係る工事に伴い、警備対象施設に損害を与えた場合は、受託者の負担により原状に復さなければならない。

(7) 履行期間終了時又は中途解約時において、警備対象施設に設置された警備機器等の撤去に係る費用は受託者の負担とする。

(8) 上記5(1)オの機器の操作に必要なカードキーは、委託者が必要とする数量（35枚程度を想定）を受託者の負担において用意し、委託者に貸与すること。なお、貸与したカードキーが使用不能となった場合は、適宜、使用可能なものと交換すること。

12 守秘義務

受託者は、履行期間中はもとより、履行期間終了後においても、本業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏洩してはならない。なお、委託者が雇用する警備員等においても同様とし、警備員等の退職後も秘密保持を徹底させること。

13 環境への配慮

本業務の履行にあたっては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、下記のとおり環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ゴミ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用するよう努めること。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような働きかけを行うよう努めること。

14 その他

- (1) 受託者は、本業務の履行にあたり、警備業法、労働基準法その他関係法令を遵守すること。
- (2) 警備機器等の設置及び修理等に時間を要する場合など、機械警備を実施できない期間が生じる場合は、委託者と協議のうえ、受託者の責任において機械警備に代わる警備体制（夜間巡回、常駐等）を講じ、警備の万全を期すこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。